

事務連絡
平成24年9月18日

一般社団法人
ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

魚介類を原料とするペットフードの原料管理について（注意喚起）

今般、魚介類を原料とする犬猫用おやつを事業者が自主検査した結果、「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」に定める含有量を超える砒素が検出され、自主回収を行う事例がありました。

一般に、海水中に天然に含まれる砒素が食物連鎖により生物濃縮される結果、海産魚介類は砒素の含有量が比較的高くなるとされています。このため、特に魚介類を原料とするペットフードの製造に当たっては、原料管理及び製品管理について、より一層の注意を図られますよう、貴会員への周知徹底につきご協力をお願いいたします。

また、製品の砒素の含有量が15 µg/g（水分10%換算）を超える事例がございましたら、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」（平成21年5月29日付け21消安第2236号・環自総発第090529009号、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長連名通知）の第2の5（事業者の責務）に従い、適切に対処されますとともに、当班へご連絡くださいますようお願いいたします。

ご参考まで、各種食品中の砒素に関するデータは、国立医薬品食品衛生研究所のホームページ（http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/hiso_level/index.html）に掲載されています。